

平成18年9月6日(水曜日)第3回定例会

○出席議員(20名)

1番	新	宮	征	一	議員	3番	鴨	田	俊	廣	議員
4番	椋	津	博	士	議員	5番	木	村	寿	郎	議員
6番	松	田		孝	議員	7番	猪	倉	謙	太	議員
8番	石	川	忠	義	議員	9番	鈴	倉	賢	也	議員
10番	荒	木	春	吉	議員	11番	柏	倉	信	一	議員
12番	高	橋	勝	文	議員	13番	高	橋	秀	治	議員
14番	佐	藤	良	一	議員	15番	佐	藤	暘	子	議員
16番	川	越	孝	男	議員	17番	内	藤		明	議員
18番	那	須		稔	議員	19番	佐	竹	敬	一	議員
20番	遠	藤	聖	作	議員	21番	伊	藤	忠	男	議員

○欠席議員(1名)

2番	佐	藤	毅	議員
----	---	---	---	----

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市	長	荒木恒助	役
安孫子勝一	収入	役	大谷昭男	教育委員長
奥山幸助	選挙管理委員会	委員長	佐藤勝義	農業委員会会長
那須義行	総務課	長	片桐久志	総合政策課長
秋場元	(併)選挙管理委員会事務局	長	菅野英行	総合政策課 行財政改革 推進室長
尾形清一	総合政策課	長	三瓶正博	税務課長
有川洋一	企業立地	推進室長	浦山邦憲	建設課長
柏倉隆夫	市民生活課	長	犬飼一好	花・緑・せせらぎ 推進課長
佐藤昭	建設課	長	安孫子政一	農林課長
兼子善男	都市整備室	長	斎藤健一	健康福祉課長
鈴木英雄	下水道課	長	荒川貴久	水道事業所長
兼子良一	商工観光課	長	芳賀友幸	教育長
熊谷英昭	会計課	長	菊地宏哉	学校教育課 指導推進室長
工藤恒雄	病院事務	長	安孫子雅美	監査委員
宇野健雄	学校教育課	長	清野健	農業委員会 事務局長
	生涯学習	課長		
	生涯学習	課長		
	生涯学習	課長		

○事務局職員出席者

鹿間康	事務局	局長	安食俊博	局長補佐
渡辺秀行	総務	主査	大沼秀彦	総務係長

平成18年9月第3回定例会

議事日程第3号

平成18年9月6日(水)

再 開

日程第 1 一般質問

散 会

第3回定例会

午前9時30分開議

平成18年9月第3回定例会

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

再 開 午前9時30分

○新宮征一議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

会議を始める前に申し上げます。本日の会議は上着の着脱は自由といたします。

本日の欠席通告議員は佐藤 毅議員であります。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は議事日程第3号によって進めてまいります。

## 一 般 質 問

○新宮征一議長 日程第1、9月4日に引き続き一般質問を行います。

## 一般質問通告書

平成18年9月6日(水)

(第3回定例会)

番号	質 問 事 項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
8	消防団について	団員構成の実態について 消防団の課題に対する対応について 災害時における個人情報の活用について 教育の場における地域防災、消防団に対する理解を促進する対応について	11番 柏 倉 信 一	市 長  教育委員長
9	障害者自立支援法について	10月からの本格実施に向けて認定作業が実施されていると思うが、その実施状況について 4月から実施された自立支援法の下での利用者、施設への実態調査、ニーズ調査について 障害者施設や福祉施設などは新体系への移行をどのように考えているのか 市の小規模作業所の存続についての考え方は 障害者の就労支援と小規模作業所などへの自治体の仕事発注について 福祉施設や作業所などへの財政支援と利用者の利用料負担軽減について	15番 佐 藤 暘 子	市 長
10	寒河江市教育振興計画について	学校における食育と中学校の弁当販売方式の整合性について		教育委員長
11	環境保全対策について	環境保全型農業を後押しする新対策「農地・水・環境保全向上対策」の具体化に向けての考え方について	6番 松 田 孝	市 長
12	放課後児童対策と支援について	学童保育所の指導員の待遇改善について 学童保育連絡協議会の組織化について 小規模学区への学童保育所設置に向けて		市 長

13	教育行政について	「食育」をめぐる課題と学校給食調理業務の民間委託について	教育委員長
----	----------	------------------------------	-------

## 柏倉信一議員の質問

○新宮征一議長 通告番号8番について、11番柏倉信一議員。

〔11番 柏倉信一議員 登壇〕

○柏倉信一議員 おはようございます。

冒頭ではありますが、先ほど秋篠宮御夫妻に2,558グラムの男子が誕生されたということで、国民の一人として心からお祝いを申しあげたいというふうに思います。

通告番号8番について質問をさせていただきますが、一昨日の一般質問の中で議員活動に対する質問がありました。市長は、答弁の中で民意をくみ上げるのは議員の仕事として大切な部分という意味の答弁がありました。我々緑政会も第5次振興計画、行財政改革など、我が寒河江市の重要施策の説明、報告を兼ねて会派全員で市政報告会を開催し、地域の課題、市政に対する意見を吸い上げ、市政に反映させるべき努力を続けておるところであります。来春の選挙から定数削減も実施される中で、全市の立場に立った判断がますます重要になってきます。各自の地元の問題だけを取り上げるのではなく、これまで以上に広い視野に立って全市の抱える課題、市政に対する意見などを勉強しているところであり、反響も十分で再度開催の依頼も数多く寄せられています。

こうした全市的観点から消防団に対する質問をさせていただきますので、市長並びに教育委員長の御所見を賜りたいと思います。

消防団の歴史は古く、江戸時代8代将軍吉宗が江戸南町奉行大岡越前守に命じ、町組織としての火消し組である店火消しを編成がえし、町火消しは48組を設置させたことが、今日の消防団の前身であると言われています。その後幾多の歴史を経て、昭和22年消防団令が公布されたことで、従来の警防団は解消され、自主的、民主的な消防団が新たに全国の市町村で組織されたとあります。新たな公布に伴い、消防団は義務設置から任意設置制になり、消防団に対する指揮監督権が警察部長または警察署長から市町村長、消防長または消防署長に移され、府県知事にあった市町村条例の認可権や消防団事務の監察権が廃止されました。

消防団は、本業を持ちながら自分たちのまちは自分たちで守るという精神に基づき、地域の安全と安心を守るため活躍している人たちが集い、市町村の消防機関の一つとしてほとんどすべての市町村に設置されています。

団員は、消防防災に関する知識や技術を習得し、火災発生時における救助、救出活動、警戒巡視、避難誘導、災害防御活動などに従事し、地域住民の生命や財産を守るために活躍しており、また平常時においても訓練のほか応急手当の普及指導、住宅への防火指導、特別警戒、広報活動などに従事、その活動は多岐にわたり、地域における消防力、防災力の向上において重要な役割を担っており、その身分は権限と責任を有する非常勤特別職の地方公務員である一方、ほかに本業を持ちながら自らの意思に基づく参加、すなわちボランティアとしての性格もあわせ有していることは御案内のとおりであり、平成16年度中における全国消防団員の火災などへの出勤回数は25万5,712回、出勤延べ人員は510万2,939人となっており、我が寒河江市における平成17年度の活動状況は、火災発生件数23件のうち消防団の出勤件数15件、防御件数8件、出勤ポンプ車92台、放水台数25台となっており、こうした活動に対し敬意と感謝を表する次第です。

こうした、地域の消防防災のかなめとして重要な役割を果たしている消防団も、近年は幾多の問題を抱

えていると言われております。その一つに住民の連帯意識の希薄化、就業構造の変化、過疎地域における若年層の減少やサラリーマン団員の増加による昼間の消防力の不足が挙げられております。平成17年4月1日現在、全国の消防団は2,963団、消防団員は90万8,043人であり、団員数は減少傾向にあり、10年前の平成7年4月1日現在に比べて5万4,582人、5.6パーセント減少しています。この間女性消防団員数は8,290人ふえて1万3,148人となっています。

なお、消防団員の年齢構成は40歳以上の団員が42.2パーセントを占め、平均年齢は37.6歳となっています。団員の年齢構成は、かつて比較的若年層が中心でしたが、近年30歳未満の団員の割合が減少する一方、40代や50代以上の割合が増加するなど高齢化が進行しています。

また、団員の職業構成はかつて自営業者などが中心を占めていましたが、被雇用者である団員の割合が増加しており、昭和43年の3割弱が平成14年には7割弱に達しております。こうした団員数の減少と団員構成の変化が消防団の運営に影響を及ぼしており、適正規模の活力ある消防団の確保をいかに図っていくかが今後の課題と言われております。

そこで伺いますが、我が寒河江市消防団820名の団員構成はどのようになっているか。すなわちサラリーマン団員の占める割合はどのぐらいか。また、団員数の増減はここ数年どうなっているか、団員の年齢はどのように変化しているか伺います。

また、さきに示された第5次振興計画に、消防防災について消防団員の確保及び消防技術の向上を図るとともに、自主防災組織について市内全域の組織化を目指しますとありますが、具体的にどのように進められるつもりか伺います。私が感ずるに恐らく我が寒河江市消防団の団員構成も全国的傾向に似ていると思っておりますが、さきに述べた昼間の消防力の解消策の一つとして、市役所職員若手による消防組織の新たな設置や積極的な消防団への参加が有効と考えますが、市長の見解を伺います。

総務省消防庁は、社会環境の変化などや消防団の現状を踏まえた中で新時代に即した消防団のあり方検討委員会で検討、議論を重ねた答申の中で、女性団員の確保を挙げています。当面例えば各消防団ごとに団員総数の少なくとも1割以上の女性消防団員の確保といった目標を設定し、行政全体で女性消防団員の確保を推進するとあります。この点について市長はどのような見解を持っておられるか伺います。

また、消防団活動の実態調査によれば、新たに必要とされる活動として大規模災害を想定した防災訓練との回答が大都市に多く、全体の51パーセントを占めています。大規模災害を想定した訓練も大切なことと考えますが、この点についての市長の見解も伺いたいと思います。

次に、災害時における個人情報の活用について伺います。

私の考える個人情報の活用とは、市役所をはじめとする行政の持っている個人情報を広域消防本部に連携して活用するという意味です。例えば大規模な火災、地震などの発生時において周辺の老人世帯はどこか、障害者のお宅はどこか、緊急事において優先的に避難させるなどの情報を活用することです。IT関連が目覚ましい発展を遂げている現在、個人情報保護などの問題は十分クリアできると考えます。災害時における迅速な対応を考えた場合、こうした行政が持っている情報を有効活用しない手はないと考えますが、市長の見解を伺います。

最後に、教育委員長に伺います。

これまでに述べてきましたとおり、消防団は消防防災の中核的な存在として今後とも大いに活躍されることが期待されているものの、社会環境の変化などに伴い、幾多の問題を抱えています。団員の高齢化、サラリーマン団員の増加による昼間消防力の不足など、特に若年層の団員確保はますます困難になると考



えます。そこで教育の場においても早くから消防団が果たしている指導的役割について認識を高めておく必要があると考えます。地域防災、消防団に対する理解を深めておく必要があるのではないのでしょうか。道徳教育の一環として消防団の重要性や参加意識を取り上げてはと思いますが、教育委員長の見解を伺って第1問といたします。

○新宮征一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

○佐藤誠六市長 お答え申し上げます。

消防団は地域防災の基礎的組織であり、安心、安全な市民生活を根底で支える存在としまして地域の期待も極めて高く、組織や活動の一層の充実が求められております。しかし、御指摘のとおり、全国的な消防団の状況は消防署など常備消防の拡充や就業構造の変化等に伴い、団員の減少や高齢化、サラリーマン団員の増加など、消防力低下が懸念される事態が年々進行しており、地域防災上の大きな課題として取り上げられております。

こうした中での本市の消防団であります。平成17年4月1日現在で団員数は816名であり、10年前との比較では2人増、プラス0.2パーセントであります。全国的に団員減少に歯どめがかからず、県全体ではここ10年間で2,279人、7.8パーセントの減少であります。本市では毎年ほぼ同数の団員数を維持してきました。

また、団員の年齢に関しては、平成17年4月1日現在の本市消防団の平均年齢は31.5歳でありまして、国の37.6歳、県の33.8歳を大きく下回っており、団員の新陳代謝が円滑に進んできたことを示しております。

次に、サラリーマン団員の割合でございますけれども、本市消防団では88.5パーセントに達してございまして、国の69.8パーセント、県の77.5パーセントをかなり上回る数値となっております。しかし、これは本市消防団が消防活動に必要な人員の確保と消防力維持に必要な団員の新陳代謝などを図るために、地域在住のサラリーマンに積極的に入団勧誘を行ってきた結果ととらえております。

次に、自主防災組織についてでございますが、現在市内には24の自主防災組織があり、世帯数は2,303で、組織率は18.1パーセントとなっております。島地区や末広町などで地域防災への取り組みが行われておりますので、これらの地区の組織化の支援に努めるとともに、未組織の地区については災害時の助け合いや地域の基礎的防災組織の必要性への理解を推進し、組織化を促進してまいりたいと考えておるところでございます。

次に、市役所の職員による消防団結成についてでございますが、本市では従来から職員に地域活動への積極的な参加を呼びかけており、現在も多く市の職員が消防団員として活動しております。今後におきましても、職員による消防団の結成ではなく、地域消防団への入団を積極的に勧め、地域消防力の維持に資したいと考えているところであります。

次に、本市の女性団員についてでございます。

現在、消防団音楽隊で10名が活動しており、演奏活動のほか、心肺蘇生法など応急処置の指導も行うなど、積極的に団活動に参画していただいております。女性団員の活動は、団活動の幅を広げ、団員の士気高揚や団の活性化の面で効果を上げており、今後においてもこれらの拡大を進めてまいりたいと考えておるところであります。

次に、大規模災害を想定した訓練についてでございます。

本市は、防災訓練を毎年市内各地区を巡回する形で開催しておりますが、ここ数年は地震による大規模な被災を想定した訓練内容を多く取り入れております。また、水害に備えた水防工法訓練は、寒河江川の河川敷において数種類の水防工法を多数の団員が実際に手がける方法で実施しております。今後は消防団

の動員力の多さを有効を発揮する訓練の工夫や迅速な初動態勢の整備等により、大規模災害に備えたいと  
思っているところであります。

次に、災害時における個人情報の活用等について申しあげたいと思います。

最近起きた国内の大規模災害の被害状況を見ますと、犠牲者の多くが高齢者で占められたことなどから、  
高齢者や障害者など災害時に一定の支援が必要な災害時要援護者と言われる方々への支援体制の整備が課  
題となっております。災害時要援護者の避難にあつては、近隣での助け合いなど身近な人々の支援が大切  
であり、迅速な避難の実現には平常時から要援護者に関する情報収集と共有化による対象者の把握などが  
重要となります。本市では、これまでのところひとり暮らし高齢者の救急発生時の緊急連絡先に関する情  
報について、本人同意のもと西村山広域行政事務組合消防本部と共有しておりますが、今後は災害時の避  
難支援に必要な個人情報の共有化の拡大を図っていきたいと考えておるところであります。

私の方からは以上であります。

○新宮征一議長 教育委員長。

〔大谷昭男教育委員長 登壇〕

○大谷昭男教育委員長 学校教育における地域防災、消防団に対する理解を促進する、その対応についてお答えいたします。

消防団の果たす役割の重要性や地域防災、消防団に対する理解の必要性については十分認識しております。そこで学校教育における具体的な学習について申し上げますと、小学校2年生の生活科の学習の中では、地域のさまざまな施設をめぐりながら、例えば小型積載ポンプ車などを見学し、その役割を学習する活動を行っています。3年生にあつては、「私たちの町」の単元において防火に関するさまざまな施設や役割を学ぶとともに、4年生では「安全な暮らし」の単元の中で、広域消防署と消防団それぞれの働きや役割分担などを学習し、社会の仕組みを学んでおります。

また、すべての小中学校で実施しております避難訓練や市の防災訓練への参加などを通して、非常時における自分たちの対応の仕方を学ぶとともに、消防活動についても体験などを通して学習しております。こうした社会の仕組みの中における消防団の重要性とともに、最終的には子供たち一人一人が社会の一員として果たすべき役割を自覚して、勇気を持って行動したり、互いに助け合ったり、社会に奉仕したりすることができる人間の育成を図ることが大切だと思います。

これまでも、道徳の時間や総合的な学習の時間などに、安全を守るために日夜命をかけて尽くしている消防団の方々の姿を見たり、これらの方々を実際に授業にお招きして具体的な話を聞いたり、その考え方に触れたりする学習活動を展開してまいりました。今後も地域学習や道徳教育等の学習活動を活用し、社会の仕組みへの理解に努め、地域への理解を深めながら、地域消防団活動についてもその役割と重要性について学習を深めること、それが結果的に子供たちが将来消防団に参加したいという意識が高まっていくよう進めてまいりたいと、このように考えています。

○新宮征一議長 柏倉信一議員。

○柏倉信一議員 1問に対する答弁をいただきました。私の考えていることをもう少し理解を深めていただく意味で、2問に入らせていただきます。

このたび消防団について質問させていただきましたが、通常の火災などに対する対応というのは常備消防、すなわち寒河江の場合は広域消防本部の対応で十分ではないかなというふうには思っておりますし、あそこで時たま見せていただく訓練の状況なんか見ると、暑いにつけ、寒いにつけああして頑張っておられる、本当に仕事とはいえ大変御苦労さまだなというふうには思っておりますけれども、先ほど来申しあげておりますとおり、やっぱり消防団の本当の必要性というのは、大規模災害時における活動というものが一番大切な部分というか、重要な部分になってくるのではないかなというふうなことでこのたび質問をさせていただきました。

当然市長も御案内だと思いますけれども、近いところでは阪神・淡路とかあるいは平成16年度の台風、あるいは新潟の中越地震等々、本当に自らも被災されているにもかかわらず、ああいった災害活動に従事される消防団の活躍というのは本当にすばらしいものがあつたのではないかと。また、被災された方々からすれば、地元の顔見知りの人間から救助活動をしていただけるといのは、本当に心強いのではないかなというふうには思いますし、そうした場合の対応というのが一番大切な部分というふうなことで、あえて取り上げさせていただきました。

周りの状況というか、団員を取り巻く環境も非常にいろいろ変わっていく中で、サラリーマン団員の増加等々もあり、そしてまた一番肝心かなめなのはやっぱり消防団に対する意識の希薄化というか、1問でも申しあげましたが、特に若い人たちは何で消防に入らなくちゃいけないのかという、あるいは先輩方が培ってこられた自分の地元は自分で守るんだという意識がだんだん遠のいてしまって、その辺が現在の大きな問題点になっているのではないかなというふうには思います。そんな意味合いで大規模災害というふうなものを想定した場合の常備消防、あるいは関係団体との役割分担的なものも視野に入れた中での対応を検討しておくべきではないかなというふうには私は思います。市長の御所見があれば伺いたいというふうには思います。

それから、昼間の消防力の解消策の一つというふうなことで、市役所の職員による消防団の設置あるいは消防団に対する積極的な参加という提言を申しあげました。私の調べた資料によりますと、職員の年齢構成を見ると、40歳以下の職員数、男子だけで85名ぐらいいらっしゃるようです。寒河江の消防団の第7分団が50名、第8分団が62名、こういう数字の構成を見ると、85名という数字は相当な戦力ではないかなというふうには思いますので、あえて提言をさせていただきました。

そして、また一方では行革やら第5次振興計画やら、市民に理解を求めながら大きな施策として進めていかななくてはいけないという状況の中なので、職員の心意気というものを全面に出していただくことが、さまざまな施策を実行する上でも、そしてまた消防力の解消等々にもつながるのではないかなというふうには思います。

市長は、新たな設置というよりも消防団に対する参加に力を入れるという意味の答弁だったと思います。ぜひその辺は、ここにいらっしゃる幹部の方々はほとんど理解していらっしゃると思いますが、特に若手の職員の方々に浸透するように、ぜひとも対応を考えていただきたいもんだというふうには思います。

そして、またきのうの山新にも載っておりましたけれども、消防庁から公共的な職業につく人たちが消

防団に入りやすい環境を整えるよう要請したという旨の記事も掲載されておりますので、あわせてそういった部分も検討していただきたいというふうに思います。

女性団員の勧誘についても申しあげました。これは私が申しあげんとするのは、やっぱり大規模災害を想定した場合というようなことで、けがをされた方々の手当てやら、あるいはひとり暮らしの高齢者宅とかそういったものの防火訪問等々は、女性のきめ細やかな接し方というのは非常にいいのではないかなというふうに思いますんで、あわせて検討をお願いしたいというふうに思います。

IT関連に関しては、前向きな対応を検討していただけるようでございますんで、ぜひスピーディーに進むことを期待をしたいというふうに思います。

最後に、教育委員長の答弁をいただきました。今議会は、教育委員長の出番が多くて大変だろうというふうに思いますが、ことは本当に暑い夏だったわけですけれども、夏の甲子園すばらしいさわやかな風が吹き荒れました。ハンカチ王子に代表されるような、とにかく7日間で990球ですか、投じて、本当に早稲田の悲願である全国優勝に貢献した。また、決勝戦なんか見るとまことに感動する。決勝戦に限らず今回の試合は本当に劇的な逆転劇が多いという、高校生のどこにあれだけのパワーが秘められているのかなというふうに私も感じながら、若干学生時代野球をかじったもんですから、技術だけあるいは練習の量だけであれだけの試合運びができるのかなというふうに感嘆しました。

先週だったと思いますが、日大山形の我が寒河江市の荒木監督率いるベスト8に導いたテレビをやっておりました。荒木監督の指導方針というか、前後際断という言葉を使っておりました。きょう1日を精いっぱいやるんだという意味の言葉なわけですが、その後の説明として、人間性の悪い子は土壇場の試合では力を発揮できない。全国の古豪との差はそこにあるんだというようなことで、あいさつから始まり私生活に対する徹底度合いというようなことをかなり強調した中でテレビ放映がなされておりました。

当然のことながら、消防団に関することも人間性あるいは道德教育の一環というようなことになるわけですから、もろもろ課題がある中で、そしてまた子供たちも大変だろうなというふうには思いますが、ぜひこういったものには時間を割いていただいて、これまで以上の教育方針に加えていただきたいというようなことを思うわけです。

以上、申しあげた点について御答弁をいただければということで、第2問にさせていただきます。

○新宮征一議長 佐藤市長。

○佐藤誠六市長 お答えします。

消防団に加入すること、あるいは消防団という組織の中に入るということにおきましては、これは防災活動に従事するという崇高な活動に、あるいは奉仕的な活動に入るとことはもちろんでございますけれども、私はそれも大切なことでございますけれども、いわゆる団員として、人間的にいわゆる成長するにおきましては、非常にいい活動であり組織だろうかと、このように思っております。と申しますのは、いわゆる団に入ることによって、いわゆるその中での規律とか指揮命令系統とかあるいは訓練の厳しさとかあるいは団結力とかそういうものを私は学んでいくだろうと、このように思っておりますし、そういう中で愛郷心、いわゆる自分のふるさとを自分たちで守っていこうというような気持ちを養っていくということにつながっておるものと、このように思っていますし、それからまた地域力といいますか、地域力の向上ということに対しましては、大きな貢献をしているだろうと、このように思っております。

それにおきましても、消防団に若い方たちが、多くの方たちが積極的に加入していただいて、自分たちの地域を、ふるさとを、そしてまた市民の安全を確保していくという気持ちになっていただきたいもんだと。あるいは自分たちの人格の陶冶という意味におきましても、私は必要なことだろうと、このように思っております。

それで、常備消防との関係もありましたけれども、組織分担というような話が出ましたけれども、やはり専門的な知識なりを持ってありますところの常備消防とお互いに協力し合って連携を深める中で、消防力を強化していくというようなことは私は必要だろうと、このように思っております。

それから、市役所の問題でございますけれども、市の職員には私は市の職員でありまして地域の職員であり、市民であるから、消防団あるいはそのほかの地域の団体には積極的に加入して地域の連携を深め、そしてまた地域の問題を理解しあるいは勉強すると。あるいは一緒に行動するというふうなことを申しあげておるところでございます。そういう中で消防団にも積極的に加入しなさい、そしてみんなと連携を保ちなさいと、そしてそういう消防団の奉仕活動というんですか、そういうものにも十分触れていきなさいということをお願いしておるところでございますので、それらが受け入れられて消防団に団員として加入しておるのが多いのじゃなからうかなと、このように思っております。

それから、女性の消防団員でございますけれども、これは先ほども申しあげましたように、拡大に努めてまいりたいと思っておりますし、また婦人消防隊といいますか、こういうのがあられるわけでございますので、そちらの方の活躍といいますか、そちらの方の分野にも力を入れてまいりたいと、このように考えておるところでございます。

以上です。

○新宮征一議長 教育委員長。

○大谷昭男教育委員長 私の方から簡単にお答え申しあげたいと思います。

子供たちの学習活動、それから学校としてのねらい、これについては先ほど第1問でお答え申しあげたとおりでございます。私自身が抜けたなと思うことが一つございます。それ子供たちの姿です。子供たちがそれをどう受け取っているか。あるいは指導する教師の姿勢、この2点で私この仕事につかせてもらう前に地域の学校にかかわった経験がありますので、小学校です。御紹介しながら、私完全なデータ持っていませんけれども、課長は持っているかもしれませんが、恐らくほかの学校も同じような取り組みをしているんだろうと思います。

子供たちは、広域消防の職員で救急車を運転している方をお招きして1時間の授業を受けていました。5年生でしたけれども、非常に真剣に話を聞いていまして、そして消防士の職員の方が病人の家まで向かうとき、あるいは病院に向かうとき一番困るのは何だと、車なんですよと、一刻でも一分でも早く、一秒でも早く着きたいんです。ところがなかなかそれができないという状況もあるんですという話をして、しかも一生懸命やっているその姿に目を輝かせて聞いている。その姿を私は1時間見学することができました。

そのあと先生とお話ししたんですが、ここまで持ってくるときは、ただ講師を選んでお願いして来てください、お話してください、お任せしますというんじゃないんです。学校としてのねらいは何なのか、それから今まで子供たちにどういう学習活動をしてきたのか、こういったことを先ほど申しあげたような活動の中身とそれからねらいを受けながら、きちっと講師の先生と2時間ないし3時間打ち合わせしたそのエキスが45分の授業と、こういうふうに私は受け取ってきました。大変すばらしいことだなと。私たち小学生のころにはちょっとなかったような状況だろうと。これが、みんなで子供たちを育てていく姿なんだなというふうに私は受け取ってまいりました。

以上、お答え申しあげたいと思います。



○新宮征一議長 柏倉信一議員。

○柏倉信一議員 市長には、殊のほか消防団の行事には顔を出していただいておりますし、中身に関しては十分理解をいただいているもんだと思いますので、これ以上申しあげると同じことを言うなというふうに言われそうなので、私の申しあげたことが一日も早く実現されることを期待をしたいというふうに思います。

最後に、これは通告にございませんので、答弁は結構でございますが、寒河江市消防団の士気、結束を高めるといふ消防団の団旗が大分疲れておるようでございますので、当然演習等々で市長も御案内だというふうに思いますが、なるべく早い対応を御検討いただきますように御提言申しあげまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

## 佐藤陽子議員の質問

○新宮征一議長 通告番号9番、10番について、15番佐藤陽子議員。

〔15番 佐藤陽子議員 登壇〕

○佐藤陽子議員 私は、日本共産党と市民を代表し、通告してあるテーマについて順次質問いたします。市長並びに教育委員長の誠意ある御答弁をお願いいたします。

初めに、障害者自立支援法について、この制度の改善を心から願っている障害者やその家族、施設関係者の声を代表し、障害者が健常者とともに安心して生活できる制度となるよう、改善や提言を含めまして、以下市長の考えを伺いたいと思います。

障害者自立支援法は、昨年10月の臨時国会において自民、公明が数を力に成立させた法案で、障害者の自立を支援するどころか、自立を阻害する制度だと関係者の間からは大きな不満の声が上がっています。ことし4月から施行され、障害者の施設利用やサービス利用には介護保険と同じように1割の利用料負担が課せられ、施設利用をあきらめなければならない人が出るおそれさえあります。施設にしても報酬単価が引き下げられ、月額単価だったものが日割り単価とされたため、施設への収入が激減し、施設の存続が危ぶまれる状態に追い込まれています。

私は、4月実施を目前にしたことし3月議会の一般質問で、障害者自立支援法について市長の考え方を伺いました。しかし、この時点ではサービス利用に対する1割負担が先行して進められたということだけで、新体系への移行について国の方針が定まっておらず、納得できる答弁は得られませんでした。ことしの10月からは新体系への本格実施に入り、障害の程度に応じたサービスが提供されることから、その判定をする障害程度区分認定の審査会が行われていることと思います。どのような方法で審査し、どのような進捗状況かお伺いいたします。

次に、4月から実施された障害者自立支援法はこれまでの支援費制度と異なり、在宅で介護サービスを受けたり、授産施設へ通ったりしている障害者から1割の利用料を徴収するというものです。これまでの支援費制度ではサービスを利用しても所得に応じて負担をする応能負担でしたが、応益負担となった自立支援法では障害が重く、たくさんのサービスを必要とする人ほど負担が重くなり、必要なサービスが受けられないとか、作業所などに通うほとんどの人が無料で通えたものが最低でも1万5千円から2万円、昼食費を含めれば約3万円もの負担をしなければならないというものです。利用者からは、施設での工賃よりも利用料の方が高くなる、何のために仕事をしているのかわからないと働く意欲をなくしたり、施設に来なくなる人も出てくると言われています。

また、障害者を受け入れている施設側も職員の報酬を引き下げたり、リストラしなければならない状況になっており、悪くすれば運営できなくなるかもしれないといった深刻な状況が出ています。4月から施行された障害者自立支援法のもと、障害者や家族、福祉施設はどのような状態になっているのか。これからの支援法にどのようなことを望んでいるのか実態を調査し、必要なサービスが受けられない、施設運営ができなくなるといった事態を防がなければならないと思いますが、実態調査に対する市長の考えを伺います。

次に、新体系への移行について伺います。

自立支援法では、これまでの障害者施設や福祉施設はサービスを提供する事業者に移行しなければなら

ないとなっています。これまで法人格のある施設や事業所は国の基準による支援費と利用者の負担金、自治体の補助、自主事業による収益などで運営してきましたが、新しい制度ではどんなサービスを提供する事業者になるかを選択し、5年間の間に新しい制度に移行して、利用者との利用契約を結び事業していくというものです。寒河江市には法人格を有する二つの知的障害者施設と精神障害者の福祉ホーム、無認可の精神障害者小規模作業所、知的障害者の小規模作業所があります。これらの施設や作業所が新しい体系の事業者に移行していくには、第1に法人格を有しなければならないこと、さらに職員の資格や人数、利用者の確保など難しい要件があり、新しい体系に移行することはなかなか大変なようです。

さらに、新しい体系に移行した後の施設の運営は報酬単価がぐんと引き下げられ、国が試算した1カ月の報酬になるには、契約した利用者が全員一日も休まずに利用してくれなければ、その額にならないというもので、運営を継続させていくには当然利益の上がる事業と組み合わせるとか、働いている職員の人件費や待遇を落とさざるを得ないことになるでしょう。そうした不安や悩みを抱えている施設は、新体系への移行をどのように考えているのか、それを行政としてどのような支援をしていく考えか伺います。

また、新体系ではこれまで実施されてきた18歳以上の知的障害者のデイサービスや18歳未満障害児の一時預かりなどの事業がなくなります。いずれも障害者やその家族にとっては利用度の高い必要な事業ですので、自治体が実施主体となる地域活動支援事業などの中で継続させるべきと思いますが、市長の考えを伺います。

次に、小規模作業所の存続について伺います。

寒河江市には無認可の小規模作業所が2カ所あり、国や県、自治体などの支援を得て細々と活動を続けています。これらの作業所は障害を持つ子供の親たちが自らの力で立ち上げたもので、障害者やその家族のよりどころとなっています。しかし、これらの小規模作業所が自立支援法のサービス給付事業になるには幾つものハードルがあり、これを乗り越えることは容易なことではありません。国ではこれら無認可の小規模作業所は自治体が実施主体となる地域活動支援センターに移行することができると思いますが、基礎的な財源を地方自治体の補助金としていることから、自治体の独自財源で見なければならないこととなります。

しかし、地域活動支援センターに移行できなかった作業所には、国庫補助金として出されていた110万円が打ち切れ、作業所の存続が危ぶまれる状態です。小規模作業所は障害者にとっては社会参加の窓口であり、生きる支えとなっている施設であり、家族にとってもかけがえのない存在と思います。市長は小規模作業所の存続についてどのように考え、どのようにしようとしておられるのか伺います。

次に、障害者の就労支援と小規模作業所などへの自治体の仕事発注について伺います。

新しい自立支援法では、障害者の自立と就労移行に対する支援を上げています。訓練等給付事業では自立や就労のための訓練をして、その効果があり、就労実績を上げた事業所には補助金などの加算があることになっていますが、障害者が仕事につき自立することは目標に掲げてはいても現実には厳しく、この制度も受け皿の整備をしないまま、法律だけが先行してつくられたと言っても過言ではありません。障害者の法定雇用率は2パーセントになっているそうですが、自治体が率先して障害者を雇用するとともに、ハローワークなどとも連携して各企業に対する障害者の雇用が実効あるものにしていく必要があると思いますが、市長の考えを伺います。

また、小規模作業所は仕事を確保することが難しいと言われていています。障害の区分によっても適、不適があるのですが、公園の草取りなど行政の仕事の一部を回すことなども検討してみるべきだと思います。

が、市長の考えを伺います。

次に、福祉施設や作業所などへの財政支援と利用者の利用料負担軽減について伺います。

これまで述べてきましたように、障害者自立支援法は国がお題目として掲げている障害者が、将来とも人としての尊厳が保たれ、自立した生活を支援する制度とは決まっていなないと思われまます。市長は、3月議会での私の質問に対し、障害者が自立した日常生活を営むために受ける支援を益、すなわち利益を得ることとは考えないと答弁されました。しかし、障害者の置かれている現状を見たときに、必要なサービスをお金で買う仕組みになっており、お金がなければ必要なサービスも受けられないこととなります。障害者が必要なサービスが受けられるよう、自治体独自の支援が必要になっています。制度の改定により小規模作業所などでは1年で300万から400万円減額になる施設や約1千万円の減額になる施設が出るなど、施設の存続が危ぶまれる状態にあります。

市長は3月議会での私の質問に、寒河江市独自の減額や免除の制度をつくる考えはないと答弁されております。しかし、全国各地で障害者やその家族、施設関係者から制度の見直しや利用料の減免などを求める声起きており、ホームヘルプを利用している住民税非課税世帯の障害者の利用料を3パーセントにするとか、精神障害者の通院医療費の無料化を継続するなど、自治体によってさまざまな軽減措置をとっています。寒河江市においても、住民税非課税世帯に属する障害者を対象に通所施設、ショートステイ、ホームヘルプの利用料について5パーセントに負担を軽減すること、社会福祉法人の減免制度を実施する施設に対して減免分を補助すること、新体系に移行できない小規模作業所が事業を継続できるように財政支援をすることなどの支援をすべきと考えますが、市長の見解を伺います。

次に、寒河江市教育振興計画について教育委員長にお伺いいたします。

一昨年12月議会の一般質問で、与党議員の中学校給食についての質問に対し、市長は教育全般についての検討の中で十分に検討してもらおうよう教育委員会に要請すると答弁されてから1年半を経過し、今教育委員会では教育振興計画を策定するための検討が行われています。私をはじめ中学校給食の一日も早い実現を望んでいる市民にとって、教育振興計画の審議会でのどのような審議がされるのか、大変関心を持って見守ってきました。この間教育振興計画審議会の人選や審議の仕方などについてもお尋ねをしてきましたが、中学校給食については食育について検討する中で審議していくとの答弁でした。

審議の方法は、教育委員会の原案に対して検討してもらおうというもので、議会にも教育委員会の原案が示されました。いのちと心を育む食育を推進するまちづくりと題した項には、学校における食育の具体的な取り組みが取り上げられています。その中に希望者に対する弁当販売方式の検討（中学校）となっています。食育として検討すべき項目の中に弁当販売方式が上げられていることに何か異質なものを感じました。検討素案としてなぜこのような1項が上げられたのか、弁当販売方式とはどのような内容なのかお伺いいたします。

以上、お伺いいたしまして、第1問といたします。市長並びに教育委員長の誠意ある答弁をお願いいたします。

○新宮征一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

○佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、10月からの新体系サービス利用に係る障害程度区分認定の審査方法や進捗状況についての御質問がありました。

御案内のとおり、障害程度区分の認定は、市で設置した障害程度区分判定審査会での判定結果に基づいて行われるものでありまして、審査会の委員には障害福祉に精通した人として作業療法士2名、理学療法士2名、精神保健福祉士1名、計5名の方を委嘱しております。審査会におきましては、1次判定のための106項目の調査結果と、担当医師の医師意見書及び特記事項調査票をもとに、対象者ごとに区分1から区分6までの障害程度を審査判定していただいているところであります。

次に、審査の進捗状況でございますけれども、審査会はこれまでに3回開催されて、法改正によりすぐに判定を必要とする在宅障害者分28件中14件の審査判定が終了しており、残りの14件については今月中に開催する審査会で判定していただく予定であります。その後順次施設に入所している障害者の分を審査判定していただく予定でございます。

次に、障害者や家族、福祉施設に対する実態調査を行うことについての御質問がありました。

障害者自立支援法に基づく、障害保険サービスの本格的な施行が10月以降とされていることから、今後の施設の動向などまだまだ不確実な分もありますが、これまでの障害福祉サービスの利用相談時や家族会との懇談や福祉施設からの情報提供などによりまして、それぞれの実態等についてはできるだけ把握するように努めておりますので、実態調査まで考えてはいないところであります。

なお、障害者自立支援法では低所得者の方に対する各種の負担軽減措置も講じられており、必要な自立支援事業等のサービスについては引き続き利用されているところであります。

次に、市内の福祉施設においては新体系への移行をどのように考えているかと、それにまた行政としてどう考えているかというような御質問でございますが、市内の福祉施設としては御案内のように、寒河江共育成園とさくらんぼ共生園の2施設があります。両施設とも法定施設であり、生活保護や就労継続支援事業などの新体系サービスへの移行につきましては、今後5年間の間に新体系に移行するものとなっているところであります。

障害者自立支援法におきまして、自立支援給付事業並びに地域生活支援事業が法定化され、各施設におきましては新しいサービスに移行するための国の設置基準を満たす施設整備と、利用者の定員などの要件が求められております。新体系への移行につきましては、今年度策定を予定しております寒河江市障害福祉計画の中で福祉サービスの内容と目標数値を定め、スムーズな移行を支援していきたいと考えております。

なお、障害福祉サービスの中の一部事業が9月末で廃止になり、10月から地域生活支援事業の中の事業メニューに移行するものにつきましては、今回の補正予算に計上させていただき、福祉サービスの継続に支障のないようにしているところであります。

次に、市内の小規模作業所の存続についてどう考えているかという御質問がありました。

御案内のとおり、現在市内の小規模作業所としましては、西村山共同作業所、さくらんぼ作業所、らっふるの3施設がございます。障害者自立支援法において従来の作業所において行われていた通所作業につ

いては、法の改正によりまして、地域生活支援事業として市町村が実施主体となりました。ただし、市が全部または一部を他に委託できることとなっております。従いまして、実施主体は市になりますが、従来どおり市内の3事業所に委託していきたいと考えております。受託を受ける事業所においては、利用人員により職員配置などの設置基準を満たす必要がありますので、現在既存の市内3小規模作業所と家族会で受託できるかどうかを検討中であるものと考えております。

次に、障害者の雇用についてでございます。

各企業における障害者雇用の促進のため、市としましては求人企業の面接などのときに手話通訳者の派遣を行っております。また、ハローワークなどの関係機関と連携を密にして、積極的に障害者雇用の企業開拓を行っているところであります。今後は障害者自立支援法による就労支援のための障害者試行雇用制度、試しの雇用制度や職場適応支援制度など、障害者雇用に係る各種制度を積極的に活用すべきものと考えておるところであります。

次に、公園の草取りなどの仕事を回すことはどうかというふうな御質問がありました。

公園の草取りを含めた維持管理につきましては、基本的には地域住民の手で行うこととして御協力をお願いしております。部分的には委託している場所もありますが、障害者にとって適した業務であるのか考えなければならないところであります。いずれにいたしましても、障害の特性を考慮し、適した業務の選択を行わなければならないことから、今後の課題とさせていただきたいと考えております。

次に、福祉施設や小規模作業所などの利用者の利用料負担軽減と、小規模作業所への財政支援についてどう考えているかと御質問がございました。

障害者自立支援法におきましては、利用者の自己負担が生じてまいりましたが、所得区分に応じて月ごとの利用者負担に上限額を設けております。また、低所得者に対する個別減免など、各種の負担軽減措置が講じられており、市独自の財政支援は考えていないところであります。

また、社会福祉法人減免を実施する施設に対する補助とのことでありますけれども、施設利用時における負担軽減につきましては、制度的な公費助成が用意されておりますので、これも市独自に補助することは考えていないところであります。

さらに、小規模作業所への財政支援のことでありますが、今申しあげましたように、市内の3小規模作業所が市からの委託を受けられる作業所に移行できるか、移行できれば財政の支援ではなく、法によって委託料として事業費が支払われることとなります。

また、従来どおりの法の縛りを受けない、いわゆる無認可の作業所として継続ということになりますれば、その財政支援のあり方につきましては、県をも含めた中での今後の検討課題となるものでございます。

以上です。

○新宮征一議長 教育委員長。

〔大谷昭男教育委員長 登壇〕

○大谷昭男教育委員長 寒河江市教育振興計画についてお答えいたします。

まず、初めに希望者に対する弁当販売方式の検討を寒河江市教育振興計画の素案にのせた理由、考え方等についての御質問がございましたが、これらのことにつきましては今議会9月4日に石川忠義議員にお答えしたとおりであり、中学校給食についての基本的な考え方につきましては今も変わっておりません。すなわちすべての家庭において食の大切さを考えて、それを実践し、豊かな食習慣を確立する中で、子供たち家族の食育を高めていくことを基本的な考えとしており、今後とも家庭、学校、地域がそれぞれ連携し合っって食の大切を学び、食に関して体験する場や機会を広げていくことが重要だと、このように考えております。

しかしながら、家庭の事情や家族の入院など不測の事態によって、一時的にどうしても弁当を持っていくことができない状態になることも考えられます。そうした場合でも、生徒が安心して通学できるようにするための一つの方策として、このたび希望者に対する民間活用による弁当販売方式の検討を教育振興計画の素案に盛り込んだところでございます。

次に、弁当販売方式とはどういうことを想定しているのかという御質問ですが、具体的な実施方法については子供たちの食育が高められるよう、先進事例などを研究しながら今後十分に検討してまいりたいと考えております。

いずれにしても、量的にも栄養のバランスの面においても中学生期の発達段階に応じた食事を選び、規則正しくとることやクラスの中で級友とともに楽しく食べることの大切さを学ぶなど、食育が推進されるようにすることが大事であると、このように考えています。

○新宮征一議長 佐藤暘子議員。

○佐藤暘子議員 第1問にお答えいただいたわけですが、自立支援法によって事業からなくなってしまいう18歳以上のデイサービスとか一時預かり事業などについては、今回の補正予算に組んで引き続きサービスが低下しないようにするというようなことがありましたので、それについては非常によかったなというふうになっております。

それから、新体系の中には介護給付事業とかそれから訓練給付事業という個別給付事業のほかに、市町村が実施主体となる地域活動支援事業というのがありますけれども、この事業の中にはどのようなものが入ってくるのかということでお聞きをしたいと思います。

以前は、手話通訳ですとか相談事業とか紙おむつ事業とか移動支援事業というような、これは市の自主事業としてあったわけですが、こういうものが入ってくるのかどうか。こういうものが入ってきた場合、引き続き利用料を取らないで継続していくのかどうかお聞きをしたいというふうに思います。

それから、小規模作業所の存続についてですが、これは地域生活支援事業の中に三つの施設に委託をする考えだというふうな市長の考えがありましたけれども、そうなってくれば引き続き継続できるんだらうというふうに思いますけれども、地域生活支援事業というのは自治体の実施主体ということで、国の方では地方交付税の中にその財源を入れてくるからというようなことのように思いますが、しかしこれは非常に不透明な部分がありまして、その予算が入ってくるかどうかということもわからないわけです。これは一般財源から出さなければならないというふうなことになると思うんですけれども、そうすると非常に不安定な財源だということで、寒河江市の都合によっては委託費を下げたしまったりとかいろいろなことが起きるというふうに思うんですけれども、これを今まで小規模作業所が継続してきたサービスを落とさないで継続できるような支援をする必要があると思いますけれども、その確認があるのかどうか、それをお伺いしたいというふうに思います。

それから、住民税非課税世帯に対する利用料の5パーセント軽減についてですが、9月4日の山新に山形市が独自減免制度を実施するという記事が出ておりました。これは低所得者に対して利用料負担の軽減を図ることなんですけれども、制度上低所得1、2の方に対しては、月額負担上限があるわけですが、低所得1の場合は1万5千円まで、低所得2の場合には2万4,600円までという負担上限があるんですけれども、これを半分、半減する、そして3年間の経過措置にするということがあったわけですが、それも社会福祉法人の施設を利用している、社会福祉法人の軽減制度に該当する人というふうな要件になっているようです。

これは制度実施の理由として、低所得者層のサービス利用の低下を防ぐ、それと施設の経営の安定化を図ることが目的に上げられております。また、今通所している在宅の方の負担が非常に大きくなっているんです。ですから、その負担を軽減するという目的、それから通所施設利用者の月額利用料というのは平均で11万円程度だそうです。ですけれども、低所得1の人は軽減措置に該当するだけけれども、2の人は社会福祉法人の減免制度の恩恵を受けることができない、そのために独自の軽減措置をとるのだというふうなことを言っております。ですから、これは利用者にとっても、また施設側にとっても非常に恩恵を受けられる制度だというふうに思うわけです。

寒河江市の場合は、自立支援法に該当する障害者は施設サービス、それから在宅のサービスを合わせますと184名ほどいるというふうに伺っておりますけれども、この中で低所得1と低所得2に該当する人が110名前後いるんです。約6割の方は低所得層に当たるんです。ですから、これらの人たちが利用料の負担が重くなって利用ができなくなるというようなことはあってはならないことでもありますし、また利用者が少なくなるということは、すなわち施設経営側の運営にも非常に大きく影響するというようなことがある



わけですから、ぜひこれは再度軽減措置というものを考慮していただきたいというふうに思いますけれども、改めて市長の考え方を伺いたいと思います。

それから、弁当販売方式に対する考え方を伺いました。中学校給食をすすめる会を初め、市民の皆さん方が検討委員会に対しては給食の是非も含めて十分な検討をされるんであるというふうな期待を持っていたわけですが、教育委員会が出した素案を見ますと、弁当販売方式と一言書いてあるだけということで、私たちは非常に驚きました。何かごまかされたなという感じをしたんです。今まで教育委員会は一貫して手づくりの弁当が一番いいんだと、家庭と子供たちの心をつなぐ最もよい方法だというふうなことを主張してこられたわけですが、それが弁当販売方式ということを書かれたということは、これまでの主張と矛盾するのではないかというふうに思うんです。これは弁当販売方式というのは業者がつくる弁当でありまして、いわばコンビニ弁当を学校の中で販売することと同じではないかと私は思うんですが、食育との関係、これということなのかお聞きをしたいと思うんです。

教育委員会では、何らかの理由で弁当を持ってこれない子供たちのために、業者のつくった弁当を販売するというふうに言っていますけれども、中学校給食を求めているお母さんたちというのは、子供たちに本当にバランスのとれた、そして温かい給食、弁当だけでは補えないものを給食の中で実施してほしいと、そういう考え方のもとに中学校給食というのを求めてきたわけですが、ただ単にそのときに弁当がくれなかったから業者の弁当を買って、学校の中でそれを販売するというようなことを望んでいたわけではないわけです。

私は、この弁当販売方式というのがどういうものなのかということで、インターネットで検索をしてみたんですが、これは神奈川県内の幾つかの市でこういうことをやっているようです。藤沢市とか平塚市、それから秦野市ですか、そういうところでは弁当販売方式というのを取り入れているようですが、弁当代が350円から400円、1食です。これ利用率を見ますと、高いところで8.5パーセント、あとは2.8パーセントとか5パーセントとか、いずれも1割にも満たない利用率です。ということは、これは生徒たちに魅力がない方式だと言わざるを得ないと思います。

やっぱり、お母さんたちの書き込みなんか見ますと、完全給食といいますが、ちゃんとした給食を望む声が非常に大きいんです。私9月1日の教育懇談会にも参加しまして、いろいろな意見を聞いてきたんですが、その中で食育についての意見が殺到しました。教育委員会はミルク給食でいいんだと言っているけれども、それはだれがいいと言ったのかというようなことですか、市民の意見を無視するんですかというような意見ですとか、さまざまな意見が出されましたけれども、このような意見を教育委員会はどのように反映されるのか。振興計画の場には、報告書を出して成案化のときにそれを教育委員会の中で検討するというような発言をされたというふうに思いますけれども、これらの意見が反映されるのかどうか伺いたいと思います。

以上、2問といたします。

○新宮征一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は11時10分といたします。

休 憩 午前10時55分

再 開 午前11時10分

○新宮征一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤市長。

○佐藤誠六市長 お答えいたします。

まずは、今回の新法に移行するということになりましたので、これは大きくわけて自立支援給付事業というのと、地域生活支援事業というふうに大きく分けられるようになっていくと思っております。そういう中で地域生活支援事業でございますが、行政で行う分野とそれから小規模作業所で行ってきた分野、いわゆる今度は支援センターというように切りかえになるわけでございますけれども、そこで行う分野と、こういうふうにあるかと思えます。その具体的な支援内容につきましては、担当の方から申しあげたいと思えます。

それから、小規模作業所へ移行するということになりますと、これは市の方で事業主体ということに考えるわけでございますけれども、ただそれにつきましては受託を受ける方の事業所におきまして、いろいろ今検討されておるということは、先ほどの答弁でも申しあげたとおりでございます。いわゆる職員の配置とかあるいは設置基準というものを満たすかどうか、それから3事業所においてどういう対応をしていくかということにつきましては、今後相手側でも十分協議なされておるようでございますので、それらによって市の対応というものも違ってくるわけでございます。市が事業主体になるということになりますれば、交付税の中にそれが盛られてくるのでなからうかと、こういう御懸念のようでございますが、非常に交付税制度というのは、御案内のように非常に難しい内容でございます。交付税の中に措置されておるとあるいは交付税の中で見ておるからと、こう言われましても、どの程度見ておるのかというようなことは非常にわかりにくいわけでございますけれども、十分精査といいますが、勉強をしてどの程度盛っておるのかというようなことを、交付税の一般財源の中に盛り込んでおるのかというようなことを見定めて、市となった場合の対応というものを考えてまいりたいと、このように思えます。

それから、サービスを受ける場合に利用者負担額が所得の階層によりましていろいろ出てくるのじゃなからうかなと、こういうことで、これに対して市としての補助といいますが、助成というものを考えないのかというようなことにつきましては、第1問でも答弁申しあげたとおりでございますので、それにより御理解いただきたいと思えます。

以上です。

○新宮征一議長 健康福祉課長。

○斎藤健一健康福祉課長 地域生活支援事業の具体的な内容につきましての御質問でしたので、お答え申し上げます。

地域生活支援事業の内容といたしましては、大きく五つございますが、障害者の生活を支える相談支援事業、それから手話通訳者などの設置と派遣のコミュニケーション支援の事業、それから重度身体障害者の移送などの移動支援事業、それから障害者の生活用品を支援する日常生活用具等の給付事業、そしてもう一つが創作的活動、生産活動の機会を提供する地域活動支援センター事業、先ほど市長から答弁ありました小規模作業所がこれに該当してまいります。その五つの事業が地域生活支援事業の大きな柱になっております。

その中で、先ほど質問ありました具体的な部分の手話通訳者の派遣などはこれからも利用者の負担はなしで継続する事業ですし、紙おむつ支給なども継続した事業となります。ただ、日常生活用具の給付事業などにつきましては、補装具の支給と同じように利用者の1割負担はあるわけでございますが、上限の設定と減免などで対応するというようなこととなります。

具体的な事業の内容は以上でございます。

○新宮征一議長 教育委員長。

○大谷昭男教育委員長 私の方から、まず最初の方お答え申し上げたいと思います。

食育に関する中で、給食問題を教育振興計画を策定する中で考えていきたいということは再三お答え申し上げてきたとおりであります。このたび、その考えに立って素案を御提示申し上げたというふうになるかと思えます。先ほど来このことについてはお答え申し上げたとおり、基本的にはそのとおりであります。

素案の中の総則で、基本的な物の考え方を示しておりますし、食育の項で家庭における食育、それから学校を舞台とした活動の中での食育、こうあってほしい、こうありたい、こうあるのが姿だろうということを一人一人に語りかけていく素案として作成したところであります。ぜひ御理解いただきたいと思えますし、なお今後についてはお尋ねも幾つかありましたので、担当の方から答えさせます。

○新宮征一議長 学校教育課長。

○熊谷英昭学校教育課長 教育振興計画に対する市民の意見の反映について、お答えを申し上げます。

9月1日に教育座談会を開催しましたけれども、その中で出された御意見、御提言は教育振興計画の検討委員会に提示して、その議論を深めてまいりたいというように考えております。検討委員会での議論を踏まえながら教育委員会として最終的にまとめてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いします。

以上です。

○新宮征一議長 佐藤陽子議員。

○佐藤陽子議員 小規模作業所の存続についてですけれども、小規模作業所側がどういうふうな考え方をしているのかによって違ってくるんだというような市長の考え方のようでしたけれども、小規模作業所が新しい体系に移行していくというのは、先ほども申しあげましたけれども、法人格をとったり、さまざまな要件をクリアしなければ移行できないということがあるわけです。ですから、この中には指導員の資格を取らなければいけないということとか、それから人数の問題、そこに通ってくる人数を確保できるかというような問題もありますし、それから作業所の場所をもう少し広げなきゃだめだというようなこととか、いろいろあると思うんです。

だから、そういうさまざまなクリアしなければならない問題を抱えているために、施設側ではなかなか踏ん切れなくしているんだというふうに私たちお話を聞いてきたんですけれども、寒河江市内の福祉施設ずっと私たち共産党の議員団として回っているいろいろな話を聞いてきたんですけれども、その中でさまざまな悩みが出されたわけです。ですから、それをクリアしなければ、なかなか新しい制度には移っていけないという問題があると思います。

ですから、こういう問題を抱えている施設側と行政が一緒のテーブルに着いて、こうするにはどうすればいいのかと、市の方ではこれだけの支援ができますよというような率直な意見を交わしながら、小規模作業所が存続できるような支援を、具体的な支援をしていくべきだというふうに思います。

予算の関係なんかもあって、なかなか小規模作業所の方ではクリアできないでいるところがたくさんあると思うんですけれども、それをぜひ同じテーブルで話し合いをして進めていただきたいと思うんです。でないと、作業所は作業所の考えだからというふうな作業所任せにしておくということでは、やっぱり寒河江市のそういう福祉というのは後退するばかりですし、利用者にとっても大変不幸なことだというふうに思います。ですから、これはぜひ同じテーブルの上で話し合いをして、できるだけの支援をしていただきたいというふうにお願いをいたします。そのことについてお考えを伺いたいと思います。

それから、給食についてですけれども、検討委員会に教育座談会で出た話を報告して、その中で検討してもらおうというふうなことがあったわけですが、教育委員会というのはそもそも子供たちの環境を整備して、どううまく教育ができるかという、そういう環境を整備するのが一番の仕事ではないかというふうに思うんです。これまで給食に関する議論はさまざま行ってきました。教育委員会は一貫して給食についてはすと言わない、弁当方式だというふうなことをずっと言い続けてきたわけです。

教育委員会の考え方というものは、変わりはないのだろうというふうに理解しますけれども、でも給食を実施してきている他の市町村、松戸市なんかもそうなんですけれども、最初は非常に反対なんかもあってなかなか実現しなかった。でもやっぱりこれは民意を優先する、民意が大事だということで、民意を反映させて給食をずっと実施してきているわけです。

教育委員会が、自分たちの考え方をどこまでも押し通してしないというふうな態度というのは、これは民意を尊重しない、そして民主主義を踏みにじる、そういう考え方ではないかと思うんです。

○新宮征一議長 佐藤議員に申しあげます。

残り時間5分を切りましたので、簡潔に願います。

○佐藤陽子議員 ですから、素案にのせられている弁当販売方式というのを変えて、中学校給食の検討をするというふうになるのかどうか、そういうことをお尋ねしたいと思います。

○新宮征一議長 佐藤市長。

○佐藤誠六市長 今の小規模作業所が、新しい制度の中で地域生活支援センターというものに移行するか、あるいは従来のままの無認可ということでもいいのかというようなことが問われるわけですが、これやっぱり今やっている方々、事業者の方々の意向というものを十分これは聞いてみなくちゃならないわけございまして、そしてそのままいいときにはこれまでのような補助を受けると、あるいはそれをどうしたいかとかというようなことになるんだろうし、移行した場合にはどの程度のあるいはどの種類の整備体制というようなものが必要なのかというようなことは、これは事業所の方もいろいろ考えておるだろうし、ですから今家族会、保護者会というようなものとの協議中だろうと思っております。

行政としましては、十分それらの話し合いに乗っていく、相談に応じてあるいは指導を申しあげるといふことはやっていることございまして、これからもやることにはやぶさかではございません。

平成18年9月第3回定例会

○新宮征一議長 教育委員長。

○大谷昭男教育委員長 御質問の趣旨が検討委員会にかかわってまいりますので、担当の教育長の方からお答え申し上げます。



○新宮征一議長 教育長。

○芳賀友幸教育長 お答えいたします。

食育を高めるような取り組みということで、委員長の方からお答えを申しあげておりますけれども、そのとおりでありまして、これまでずっと議論をしておりますし、この議会の中では教育委員会の考え方を御答弁申しあげてきたところであります。

今回素案を作成するにあたりまして、教育委員会の中で議論をしまして、寒河江市の教育を進める場合は、やはりこれまで教育委員会が考えてきた家庭での弁当を中心にした食育を進めていくことがよりいいのではないかとということで、今回の素案になったということでもあります。やはり一時きりの問題ではなくて、過去、現在、未来と、うまく循環をしながら、それぞれ高めていく教育をしていく必要があるという考え方です。従って、これまで主張してきたことをかたくなに通してきたということではございませんので、御理解を賜りたいと思います。

そして、さまざまな御意見いただいております。これにつきましては、今ちょうど素案を検討委員会の方に諮問をいたしまして、検討を進めてもらっている最中でございます。これまで3回の検討委員会を開催しまして、検討を進めてもらっているところでございますので、これまで検討委員会以外のところでいただいた市民の皆さんの御意見というものは、この検討委員会の方にお伝えをしまして、そして検討する際の参考にしていただくと、こういうことになろうかと思っております。

先ほど課長の方からも申しあげましたように、検討委員会の検討の中でまとめたものを教育委員会できただきまして、最終的には教育委員会で振興計画を成案化してまいりたいと、このように考えております。

いずれにしまして、弁当販売方式につきましても具体的な内容はこれからですけれども……（終了の合図）

○新宮征一議長 所定の時間になりましたので、答弁を打ち切ります。

## 松田 孝議員の質問

○新宮征一議長 通告番号11番、12番、13番について、6番松田 孝議員。

〔6番 松田 孝議員 登壇〕

○松田 孝議員 私は、日本共産党を代表し、多くの市民の意見や要望をもとに、以下通告順に従って質問いたします。市長並びに教育委員長の誠意ある答弁を期待するものです。

最初に、通告番号11番、環境保全対策について伺います。

農業の担い手不足と後継者不足、農地の耕作放棄地の増加などが急速に進み、集落の維持すら困難な事態も危惧されてきています。さらに、農業の危機は食糧自給率の低下だけではなく、地域経済と国土環境の破壊など、住民の生活基盤にも深刻な影響が出始めています。

この危機的状況の中で、農水省は戦後家族経営を基本にしてきた農業政策を見直し、新基本計画を来年度から実施するとしています。新たな経営安定対策は、品目横断的対策、米政策改革の推進を中心に、施策を集中させ、力強い農業を目指すとしていますが、基本要件を満たす経営が極めて少なく、簡単にふえない現実や集落での説明会においても、将来の農業ビジョンが見えないなどの怒りの声も上がっております。

農水省は、これらの声に柔軟に対応する施策として、農地・水・環境保全向上対策を含め、3本柱をセットで導入を図ろうとしております。農地・水・環境保全向上対策は、農地、農業用水などの資源を将来にわたり適切に保全し、質的向上を図るとしており、集落など一定のまとまりを持った地域の活動組織を支援するとしております。特に農振農用地の地域振興策として、農水省は地域での取り組みを積極的に奨励しています。これまで本市においても来年度導入に向け、新対策3本柱をセットに、趣旨説明会や集落座談会を開催し、できるだけ早い時期に活動組織を立ち上げるよう指導を行ってきました。

ところが、農地・水・環境保全向上対策は、地域の集落営農の組織化や環境保全での共同化を進める手段として、地域リーダーなどからは一番期待されています。しかし、当局の態度は当初の説明から1歩も2歩も後退し、最近の説明会では施策の説明もあいまいなままに終わっております。そのためほかの二つの施策に対しても農家の関心が薄く、集落営農組織づくりも困難な状況となってきております。

以上のことを踏まえて市長に伺います。最初に、今年4月から実施計画をもとに基礎部分と誘導部分の活動を実施してきていますが、これまでの活動状況と実験をどう見ているのか伺いたいと思います。

二つ目は、地域環境保全向上活動の具体的な指導は、だれがどのように進めてきたのか伺いたいと思います。

3点目、国の平成19年度概算要求に向けて、県は各市町村に対し実施要望集落の取りまとめを7月26日まで集約しましたが、本市では未提出であったと聞いております。なぜ提出しなかったのか、その理由を具体的に伺いたいと思います。

4点目、来年度の本格導入に向け、第2次の取りまとめを10月をめどに行おうとしていますが、この施策を希望するか否かは手挙げ方式であり、農家、地域活動団体などの具体的な周知をどう進めるのか伺いたいと思います。

最後に、今後地域集落での合意形成に向けて努力し、協定が整った場合、寒河江市は国で言う手挙げ方式ですべて受け入れをするのか伺いたいと思います。

以上5点について市長の見解を伺います。

次に、農地情報システムの導入について伺います。

地域全体で、生産を維持するために知恵や工夫を生かし、多様な協働を発展させることを目標に、農用地利用改善組合を組織化し、現在は集落営農に取り組む話し合いが行われております。将来望ましい農業を構築するために、認定農業者、集落営農での農地集積を加速させることが喫緊の課題の一つとなっております。これらに取り組む話し合いの中で、だれがどこの農地を管理しているのが見えない。また、農道や水路などの施設も会議などでは確認できない。せいぜいあっても地籍図程度で確認作業などでは時間がかかり、現場は大変大混乱しています。全国的には農地、農家などの情報を管理するために電子化による農地情報システムを導入し、農地集積をはじめ集団転作や農地の資源管理など、情報の効率的、効果的な管理運営を行っております。

寒河江市においても、円滑な農地集積、農地の資源管理と農業者の支援などを効率的に行うために、農地地図情報システムを導入し、環境整備を進めていくべきと考えますが、市長の見解を伺います。

次に、放課後児童対策と支援について伺います。

今日、働くことと子育ての両立を願う親たちがふえ続けています。また、核家族化の中で都市的な考え方や子供たちの遊び場や地域での近隣とのかかわりなど、地域環境が大きく変貌する中で、働く両親にとって小学校に入った我が子の放課後の生活を心配する声は切実なものになっております。

今や、社会的にも必要性が確固としたものになっている学童保育ですが、いまだ法的には位置づけられていないために、指導員に対する待遇改善や社会保障制度は、その学童クラブの運営委員会任せになっているのが現状であります。そのために指導員の社会保障制度は学童クラブの人数などによりまちまちであります。指導員が安心して働ける職場環境を整えるために、すべての学童クラブに対して指導員の社会保険や雇用保険、退職金制度への加入のための財政的支援をすべきと考えますが、市長の見解を伺います。

次に、学童保育連絡協議会の組織化について伺います。

1人の指導員から、児童の対応で悩む、気楽に相談できる場がほしいとの声。先輩の指導員から、以前は指導員、保護者を含めた学童連絡協議会があって、子供たちの様子や取り組みの交流など、それに指導員の資質の向上、専門性の習得、自己研さんの場として幅の広い交流があったと聞いている。ぜひ必要だとの復活を望む声が指導員や保護者からも出ております。行政としても学童クラブ間の相互の調整なども必要であると思います。これらの声に耳を傾け、学童保育連絡協議会の再興に向けて支援をしていくべきと考えますが、市長の考え方を伺います。

次に、小規模学校区への学童クラブ設置に向けての考え方について伺います。

寒河江市の17年度国勢調査速報によると、1世帯人員も3.46と核家族化が進んでおります。また、子育てをしている家庭では30代の女性は4人に3人が働いており、子供の年齢が上がるごとに共稼ぎ家庭が多くなり、さらに職場の就労形態も多様化してきています。そのために保護者は経済的な支援だけでなく、どこに住んでいても働きながら安心して放課後も児童を預かってもらえる居場所を求める保護者が本市でも多くなってきています。

小規模学校区であるしらいわ保育所の保護者などから、学童クラブの設置を求める切実な声が上がっております。6月議会で同僚の佐藤暘子議員の質問に、今後学校関係者と地元の関係者と話し合いを持ちながら対応を考えていくとしています。現在地域として一定の人数は確保できる状況にありますが、まだまだ放課後児童対策事業としての学童クラブの運営や事業、指導員の確保など理解が不十分であることから、

学童クラブ設置に向けて指導と助言を含めて、来年4月の開設に向けて具体的に検討すべきと考えますが、市長の見解を伺いたいと思います。

次に、教育行政について教育委員長に伺います。

私たちの食生活は、幼年期の食生活に生涯左右されるほど大きな影響を受けています。その点で学校給食はいつの時代でも大きな影響力となってあらわれることから、食の安全性、特色ある給食づくりと食育指導の定着化が求められています。

農水省は、学校給食に地場農産物を取り入れるべき指導をし、それに栄養教諭の制度化で食農教育を進め、食と農の乖離を改める方向を示しています。その一つとして、学校給食で郷土に根づいた料理を食べることは、郷土への関心を高め、地場産業や地域農業について学ぶ場として位置づけています。

同じように学校給食は生きた教材であり、各学校の栄養教師、調理師は給食を通して授業と結びつけ、食生活の大切さを指導できる環境にあります。ところが、一番身近にいて、その立場を利用できない学校関係者が多いのではないかと考えております。

また、一方で進めようとしている学校給食の調理業務の民間委託化は、食材のコスト削減や人件費の削減などを優先し、児童との触れ合い、地域との交流が希薄になるのではないかと考えられます。

そこで伺いますが、学校での食の指導は学校給食を生きた教材として活用することと、食に関する専門家である栄養職員、調理師の積極的な参画、協力が必要であります。縦割りの教育行政の中で、学校給食を含めた食生活の指導と体制はどのようになっているのか伺いたいと思います。

次に、寒河江市行財政改革大綱の中で、学校給食の調理業務は民間委託にゆだねた方が効率的で高いサービスが提供できるとしていますが、学校給食での高いサービスとは何を根拠にしているのか具体的に伺いたいと思います。

次に、寒河江市は食育基本法を推進する傍らで、学校給食の調理業務の民間委託を来年度から実施しようとしていますが、給食指導や食の教育、それに地産地消などの取り組みと大きく矛盾するのではないかと思います。民間委託を中止し、給食での食育を充実させていくべきと思いますが、見解を伺いたいと思います。

最後に、保護者や住民、労働組合などが反対したにもかかわらず、寒河江市は強行に柴橋小学校の学校給食の調理業務を民間委託しました。それ以降柴橋小学校へ栄養職員を配置をしていますが、なぜ柴橋小学校に栄養職員を配置してきたのか、その理由を伺いたいと思います。

以上、4点について教育委員長の見解を伺って第1問といたします。

○新宮征一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午前11時47分

再 開 午後 1時00分

○新宮征一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

○佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、環境保全型農業を後押ししますところの農地・水・環境保全向上対策の具体化に向けての考え方でございます。

農地・水・環境保全向上対策は、食糧の安定供給や多面的機能発揮の基礎となる農地・水・農村環境の良好な保全と質の向上を図るため、地域振興対策として支援する制度とされています。

また、農地、農業用水等の農業資源の保全向上に関する地域ぐるみでの効果の高い共同活動と、農業者ぐるみでの環境保全に向けた先進的な営農活動を具体的、総合的に推進するもので、平成19年度から本格実施されることになっております。

そうということで、1点目のモデル実験事業のこれまでの活動状況と延べ人数、また今後予定される活動についてであります。本年度山形県においては県内の22地区、17市町村においてモデル実験事業が実施されており、本市においては御案内のように、寒河江北部地区、二ノ堰の鹿島、石持地区などの田畑50.7ヘクタール、それから高松西部地区ということで、高松堰の清助新田地区の田畑47.2ヘクタールの2地区、合計97.9ヘクタールの田畑において事業を実施しております。

これまでの活動状況につきましては、2地区とも農地・水・環境向上活動として用水路の土砂ばらいをはじめ、定期的な見回りによる農道、水路など、土地改良施設の点検、小学生によるところの農道及び水路沿いの清掃活動を実施してございまして、活動への参加延べ人員につきましては、寒河江北部が1,067名、高松西部が1,173名となっております。

今後予定される活動につきましては、用排水路の目地それからクラックなどの補修、そして農道の敷き砂利、それから舗装の部分補修、水門の補修の実施でございます。また、農村環境向上活動として、景観形成のため集落内を流れる用排水路の清掃、二の堰親水公園、下谷沢下沼公園などへの花の苗木の植栽、小学生対象による用排水路等にいる生物の生息調査などの活動を計画しております。これらの活動への参加予定延べ人数は寒河江北部が350名、高松西部が650名の参加を予定しております。

また、現在までの環境保全向上活動の問題点と評価につきましては、山形県におきまして8月上旬にモデル事業の実施地区を対象に事業実施状況等の中間打ち合わせを行っており、問題点と評価等については、本市のみならず、県内及び全国のモデル実験事業の実施結果をもとに行われるものと考えております。

次に、国の平成19年度概算要求におきまして、県は各市町村に対して実施要望集落を取りまとめ、御指摘のように7月26日まで集約しておるわけでございますけれども、本市では未提出となっておりますが、その理由についてのお尋ねがありました。また、第2次の取りまとめを10月をめどに行うとしておりますが、今後集落での合意形成に向けて作業をどのように進めていくかについても御質問あったわけでございますけれども、これからのまちづくりとは自主性、独自性が求められており、ボランティア活動やグラウンドワークを推進し、市民、企業、行政がそれぞれの役割を果たしながら、市民参加による協働のまちづくりをさらに進めていく必要があると考えているところであります。

このようなことから、農地・水・環境保全向上対策で取り組む水路や農道等の草刈り、水路の泥上げ及び景観形成のための集落内の清掃や景観作物の植栽などのソフト的な事業は、現在地元集落並びに関係農家及び水路、農道等の施設管理組合が主体となって、グラウンドワークにより自ら実施していただい

り、本市が目指す協働のまちづくりの観点からも本市になじまないものと考え、7月の提出は見送ったところであります。

しかしながら、助成金の使途について農道や水路等、農業基盤施設の改修、整備等のハード的な事業に使用できないか、国の意向を見ながら10月の第2次の取りまとめに向けて今後検討をしてみたいと考えておるところでございます。

それから、今後集落での合意形成に向けてどのように進めていくのかについてでございますが、今後については国の意向を見ながら、本事業への本市の対応を考慮したいと考えているところから、土地改良区、農協等関係機関と協議検討しながら進めてみたいと考えております。

次は、農地の情報システムの導入についての御質問にお答え申し上げます。

御案内のとおり、現在の農業を取り巻く情勢は、農業経営者の高齢化、後継者不足、米価の下落など大変厳しい状況にあり、将来とも本市農業を維持発展させていくためには、担い手の育成及び農地集積等による団地化の促進や作業効率の向上による生産コストの低減などを促進していくことが重要であると考えております。これら団地化の促進や新たな集落営農組織の立ち上げ、いわゆるエリアの検討など、課題整理のためにも農地の地図データというものをベースにして、耕作者など土地の基本状況を一元的に管理するところの地図情報システムの構築というものは必要と考えておるところであります。この地図情報システムにつきましては、寒河江川土地改良区が補助事業により導入し、保有管理しており、現在このシステムの農地の地図情報を利用して、JAさがえなど関係機関が持っているお互いの情報を結合し、それぞれの機関が農業振興施策に向けた取り組みに活用している状況であります。

また、県、市町関係団体等で組織する広域農業活性化センターでは、専門部会としまして、地図情報システム運用部会を設置いたしまして、今後の地図情報データの活用方策の検討や地域営農推進と個人情報保護法との調整及び先進事例の調査研究を行っているところであります。このようなことから、農地の情報システムにつきましては、個人情報の保護に十分留意しながら、寒河江川土地改良区が所有する地図情報システムを効率的、有効的に活用していくことが望ましいのではないかと考えております。

次に、放課後児童対策と支援等についての質問がございましたので、お答え申し上げます。

本市の学童保育は、市が各運営委員会に委託する方式で運営しており、市の委託料と保護者の保育料で賄われております。御案内かと思えます。委託料につきましては、年間の開所時間をもとに算出した指導員の報酬と、施設の維持管理費などを含め、市の実施要綱に定める児童数に応じた基準額により各クラブの委託料を算出しており、入所児童数や施設の設置形態によるクラブの運営に均衡を欠くことのないように配慮しているところでございます。

学童保育所の指導員の福利厚生など待遇についてでございますが、現在の状況を見ますと、五つの学童クラブのうち、四つのクラブでは既に雇用保険、社会保険に加入しており、残りの一つも加入の準備を進めているようであります。また、退職積立金についても三つのクラブが既に中小企業退職金制度に加入しており、一つのクラブは自主的に積み立てを実施し、もう一つについては今後の課題として考えておるようであります。従いまして、指導員の待遇については、基本的には各運営委員会が各学童クラブの財政事情や、今後のクラブ運営の見通しなどを考慮しながら対応していただくものと考えております。

なお、現在の状況は各クラブとも情報交換などを通じて、待遇の改善が図られ、同じような環境のもと、子供たちの育成指導に取り組まれていると理解しているところであります。

次に、学童保育連絡協議会についての御質問がありました。

学童保育連絡協議会は、各学童保育の運営委員会で組織する任意団体であります。平成11年3月に当時設置済みだった南部小学区、中部小学区、それから寒河江小学区の三つのクラブで自主的に協議会を設立し、各学童クラブの情報交換や講演会を開催されておりました。また、学童まつりを実施し、市民に対する広報活動などを行っております。その後西根小学区、柴橋小学区にも学童クラブが設置され、市民にも広く学童保育に対する認識が広がったことなどを受け、平成17年3月に所期の目的が達成されたということから、発展的に解散しております。

本市としましては、連絡協議会にかわるものとして、市内全部の学童クラブの会長、指導員、事務局などを対象としましたところの研修会や意見交換会を開催してきております。さらに、学童まつりの開催についても引き続き支援を行っており、学童保育所連絡協議会の機能は果たされていると考えておるところであります。

今後新たな課題が生じ、各学童クラブから組織化の機運が盛り上がった場合は、自主性というものを尊重しながら、適切な指導と連携を図ってまいりたいと考えておるところであります。

次に、小規模学区の学童保育所設置についてどのように考えているかというような御質問がございました。白岩小学校区への学童保育所設置についてだと思えます。

さきの6月定例会においても答弁申し上げたとおり、昨年度学童保育所の要望があることから、学校とPTAとで具体的なニーズを把握するため、小学校児童の保護者としらいわ保育所入所児童の保護者も含めましたところの広範なアンケート調査を実施したところであります。そして、学童クラブの設置に向けていろいろ検討されたようですが、平成18年度の開設には至らなかったところであります。

しかし、アンケートの結果、今後学童クラブに入所を希望している児童がいることと、地区内のさくら団地に転居を予定している方から学童クラブの問い合わせがあり、必要性については認識しているところであります。今後学校関係者や地元の関係者とも十分話し合いを持ちながら、地区の要望にこたえてまいりたいと考えておるところでございます。

私の方からは以上でございます。

○新宮征一議長 教育委員長。

〔大谷昭男教育委員長 登壇〕

○大谷昭男教育委員長 教育行政についてお答え申し上げます。

初めに、学校における食育の推進体制についてであります。本市では市の教育研究所に食と健康に関する研修部会を設置して、定期的に研修会を開催しております。そして、各学校においてはこの成果を生かしながら、全教職員が緊密な連携のもと、それぞれの役割を担いながら、給食や総合的な学習の時間、社会科や保健体育の授業の中、あるいは全校集会、ホームルームなどで学校におけるあらゆる機会をとらえて、学校挙げての食育の推進に取り組んでいるところでございます。

次に、学校給食で高いサービスとは何を指すのかという御質問にお答え申し上げます。

昨年策定いたしました行財政改革大綱においては、民間にゆだねた方が効率的で高いサービスを提供できるものは積極的に民間委託を進めるとしております。これは学校給食調理業務だけを念頭に置いたものではなく、民間委託推進の基本的な考えを示したものと、このように理解しております。

学校給食調理業務の民間委託については、現在柴橋小学校において実施しておりますが、食育の面を含め、直営で実施しているサービス内容を維持しつつ、コストを削減することを主眼としております。しかし、柴橋小の受託業者は、調理業務のほか児童との触れ合い、交流などの面において直営よりもよいものにしようと努力しております。このように委託を受けた業者がよりよいサービスを提供しようと努力することも、一般的に大綱が目指すところの民間のノウハウを生かしたサービスの向上であると、このように思っております。

次に、食育を進める一方で、効率だけを求めて民間委託を進めるのはいかがなものかという趣旨の御質問がございましたのでお答えいたします。

調理業務を委託するに際しましては、衛生面に配慮しながら、決められた献立に基づき、決められた時間までに調理するということはもちろんのこと、食育上非常に重要な部分であります日常的な児童との触れ合いや交流、教職員との連携、さらには学校行事への参加などを通じた保護者や地域とのかかわりなどの面についても十分に配慮するよう、契約書の中できちっと位置づけてまいりたいと考えております。

また、学校、業者及び教育委員会の3者による業務連絡調整会議を定期的に開催し、常に密接な連携を図り、学校給食の円滑な運営に努めてまいります。こうしたことについては柴橋小学校においてこれまでも実践してきたことであり、20年間にわたる調理業務の委託において事故や運営上の問題もなく、保護者、学校、地域からは受け入れられ、定着しているという実績がございます。このようなことから学校がねらいとしている食育の面においても、十分に達成できると考えておるところです。

次に、柴橋小学校に学校栄養士を配置している理由は何かという御質問でございますが、まず学校栄養士については現在本市に3名配置されております。中学校区ごとに1名ずつ、つまり寒河江小学校、柴橋小学校及び白岩小学校にそれぞれ配置されております。各学校栄養士は、配置された学校の業務ばかりではなくて、本市の学校給食運営の全般にわたる指導助言や献立作成のほかに、担当する中学校区内の各学校における学校給食の運営や調理、衛生管理に関しての指導助言、さらには児童生徒に対する望ましい食生活についての専門的な立場からの指導などを担っていただいております。

このようなことから学校栄養士は、陵南中学校区の3校いずれにも配置が可能であり、民間委託を行ったから柴橋小学校に配置しているのではございません。今後とも3名の学校栄養士を中心に、より一層食育の充実と学校給食の円滑な運営に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。



○新宮征一議長 松田 孝議員。

○松田 孝議員 第1問に答弁ありがとうございました。第2問に入らせていただきます。

環境保全対策の実験事業に対して、多くの市民の方々がやはりどういう事業を具体的にやっているのか、全然見えないというような話があるんです。ですから、集落の中でもどういう作業をしているんだかなという、こういう思いをみんな持っているんです。ですから、PRが行き届かない面が特にあると思うんですけれども、今後19年度から実施されるわけですが、これらのPR、やっぱり現実的な対策として今国でも方向出しているものですから、ぜひPRして、河北町なんかは広報紙一面使ってやって、そして全町挙げて対策に取り組むということでありますけれども、村山地区全体の7月26日の申し込み要望を見ますと、全体の半分ぐらいしか出ていないんです。あと庄内とか最上は80パーセントを超えているんですが、この中で何で寒河江だけがこうして、市長は前からボランティアが盛んだからということで、あとグラウンドワークで進んでいるからということと言っていますけれども、実際一般の市民から見ればさほど私は進んでいないのではないかなと思っております。

今寒河江市に入ってきて全体見ると、田んぼの周辺、田んぼの中は確かにきれいです。でもその周辺を見ますと、国道沿いから何から本当に荒廃している状況がかなり見えてきていますが、実際フラワーロードなんて花植えもやっていますけれども、ある一定の管理はしますけれども、それを超えてはなかなかやらない。実際に高屋地区あたりを見ますと、あれだけの花、フラワーロード植栽なっていますけれども、もう背丈以上の草あったときもありましたよね。本来ならグラウンドワークあるいはボランティア活動が進んでいけば、自主的にそういう行動を起こすはずなんです。それが進んでいないのが今の寒河江市の実態なんです。

ですから、こういう国の施策があるわけですから、これを活用して、たたき台を知って、いろんな景観形成からあるいは子供たちに対しての農業の姿を見てもらうということが必要なのではないかなと思っております。ですから、今回の実験事業に対しても、児童がかかわっている部分、いろいろありましたけれども、具体的にどういう作業をしているのかわかりませんけれども、今回の計画書も見せていただきましたけれども、基礎的な部分は農家自身が本当にやっております、現実的には、それ以外の流動部分についてはほとんど私はやっていないんじゃないかなと思っております。

ですから、あと半年間まだ実験事業あるわけですが、精度を上げてもらって、やはりよりよい制度に持っていったらもらわないと、この事業そのものが生きてこないんじゃないかなと思っております。ですから、この辺についてもう少し指導的な助言も加えて評価をよくしていただかないと、これからの政策にいろいろ問題が、制約が出てきて大変な状況になるのではないかなと思っております。

それと、地域での集落営農説明会は今始まっていますけれども、実際当局からは当初去年度あたりは環境保全対策があるからそれとセットでやっていくということで、かなりの強い指導があったわけですが、これ今になると全然この話ないんです。だから、みんな不思議がっているんですね、農家の人、あるいは一般の人方も全然この事業があるということはわかっていないんです。ですから、もう少し集落営農でいるんな共同体をする時期に、やはりこうした施策は私はぜひ必要だと思いますので、全市挙げて取り組むような方策を検討していただきたいと思っておりますけれども、それに対して市長は、来年度は実施計画から見ると200万ぐらいの予算つけておりますけれども、もっと増額してやっぱり全市的な波及効果を目指すべきだと思いますけれども、これについて市長から御意見を伺いたいと思います。

あと農地の地図情報システムですけれども、いろんな個人情報的な制約もありますけれども、やはり土地改良区で持っているのであれば、これをうまく活用できる方策を、運用するための委員会あたりをきちっとつくって対応していただきたいと思っております。

それから、放課後児童対策については具体的にいろいろありますけれども、ただ社会保障制度を見ますと、やっぱり少数の学区というか、これからいろいろ少数学区でもこういう問題起きてくると思うんですけれども、そういった対応に対してやっぱりある程度考慮しているとありますけれども、もう少しその辺を、さらに考慮していただいて、やっぱり支援する体制をとっていただきたいと思っております。

あと、小規模学校の白岩の学童クラブの話も、大分さくら団地が造成されたことによって、非常に関係住民から学童保育所を期待する声が相当上がっております。ですから、これも具体的に早く進めていただきたいなと思っております。そのために今年いっぱい住宅を建てて来年から学童保育所に入れたいという子供もおります。ですから、ぜひこれ具体的に進めていただきたいと思っております。

あと教育委員会の方ですけれども、学校での食育についてはある程度学校側に行って話を聞いてきました。しかし、現実的に縦割りの行政の中で、やはりある程度制約があって制約を超えられないという職員の思いがいっぱいありました。ですから、全体的に取り組んでいるんだと言いますが、私今回自治体学校、共産党の議員団で行って来たんですけれども、その中で高崎市が、この取り組みが非常に先進的な取り組みをしていました。というのは、学校職員全体が食育に関して、あるいは学校給食に対して真剣に取り組んでいるんです。そして、市長自らやはり教育予算は、全体の10パーセントを超えるぐらいの予算規模でないと、子供に対して食育に対していろんな活用できないということを言っていました。

やはり、今の寒河江市の教育予算を見ると8.9パーセントぐらいで非常に低いです。一般的に見ればこれが普通だと高崎市の市長は言っていますけれども、それ以上にやっぱり効果を上げるためにはそれぐらいの予算が必要だということでした。そして、高崎市は学校栄養職員を全校に配置して、そして全校で取り組んでいるんです。職員からあるいは栄養士からすべての職員が一同となって進めているわけです。特に感心したのは、栄養士が高崎市には53名おるんですけれども、その中で業者とあとJAとかあと農家と、いろんな連携をしてソースをつくったり、学校で使う食材をつくったり、そういう工夫までしているんです。それが本当の食育の推進ではないかと私は思っております。

だから、寒河江市でも一生懸命やっている姿はありますけれども、まだまだ十分ではないと思います。ですから、この辺もう少し周知をしてやはり広くやっぱり小学校の給食の時間わざわざあるわけですから、そういう活用の仕方です。いろいろ食育については指導できるかと思えます。その辺を今後具体的に進めていただきたいと思えますけれども、見解ありましたら、お願いしたいと思います。

あと、民間委託が進んで今柴橋小学校に栄養職員配置していますけれども、結果的に今現場を見ますと、ほかの学校との差別というか給食に対していろんな取り組みに対していろいろ問題ができないように、一つのチェック機能みたいな役割は持っているのかなと私は思っております。ですから、来年度からの民間委託を進めるわけですが、その際すべての学校にそういう形で栄養士を派遣するのはいかがでしょうか伺いたいと思えます。

時間もありませんけれども、第2問といたします。

○新宮征一議長 佐藤市長。

○佐藤誠六市長 農地・水・環境保全に対しましての取り組み方についての再度の質問でございますが、一つは説明会を全地区挙げてやっていないのはどうかというようなことが一つだろうと思っております。

本市におきましては、何も農地・水・保全環境というだけに限らず、寒河江の経営所得安定対策事業と申しますか、これ全体に対してどうあるべきかというようなことについての説明会というものを今年の当初に2月、3月でございますが、やったわけございまして、農地、水だけを主というようなものではございませんでして、そういう中での一つということで説明会をやっている。また、土地改良区におきまして、同種の説明会というものがやっておられるようでございます。

それから、もう一つは寒河江ではグラウンドワークと申しますか、地域を挙げてあるいは農家にかかわらず地域の方々挙げてやっているとところのグラウンドワークが余り進んでいないのじゃないかという御見解のようでございますけれども、私はこれまで何年来という中で、いわゆる地域のことは地域でやる、あるいは環境を守っていく、あるいは景観を大切にするという活動というのは、本当に私は全国的にもまれにないほどの進め方を私はしておるものと、このように思っておりますし、それに携わっておるところの団体も数多くありますし、市民の意識も非常に私は燃え上がっておるものという中でございます。

そういう中でございますから、改めて5年の年次事業ということで、農林水産省、国の事業としての農地・水・環境保全対策というものが、寒河江市にどうなじむのかどうかということを見きわめなくちゃならないと、このように思っておるところでございます。モデルというものを2カ所選んでやっておるわけでございますけれども、本当に寒河江に合致するものあるいは今の寒河江になじむものかというようなことを見きわめるためにも、モデル事業をやっておるわけでございますし、その評価というものもこれから得たいと思っておるところでございます。

それから、実施計画でございますが、の計画についてのお尋ねもございましたが、モデル事業をやっておるのが18年度でございますから、それと同じ程度というようなものを19、20ということに一応踏襲するというような考え方で計上させてもらっておるわけございまして、それが全部そのとおりするか、あるいは拡大するかというようなことにつきましては、今後の問題だと、このように御理解いただきたいと、このように思います。

それから、情報システムでございますけれども、第1問で答弁申しあげましたとおり、これからはこういう情報というものを非常に生かしたところの農業と申しますか、あるいは経営というものをやっていく必要があると思っております。ですから、行政のみならず、農協であろうが、土地改良区であろうが、そういう共有をしながらこれを活用するという方向は同じだと思っております。

それから、学童保育所でございますが、先ほども答弁申しあげましたように、地区内の小さい学区でありますけれども、その中での地区内の保護者等々の協議というものがどのように進んでいるかというものを、あるいは協議の前進の方向を見定めながら、19年度に向けての対応を考えてまいりたいと、このように思っております。

○新宮征一議長 教育委員長。

残り時間を考慮の上、答弁願います。

○大谷昭男教育委員長 給食にかかわる、給食を中心とした食育、それから学校としての具体的な指導の姿ということと、将来にわたってのそれを支える栄養士の配置についてを中心とした質問と理解しました。教育長の方から答弁させます。

○新宮征一議長 教育長。

○芳賀友幸教育長 学校における食育の取り組みですけれども、このことについては教育振興計画の素案の中にも大きく取り上げております。成案化してきちとした計画の出た段階で、食育が高まるような取り組みをしてみたいと思っています。

学校栄養職員については、民間委託に伴ってふやしていくという考え方は今のところ持っていません。御存じのとおり、現在配置している栄養職員は県費職員でございますので、県の方では、国の方にもですけれども、食育の中心になる職員ということで、栄養教諭のことも考えておりますので、その辺のところも踏まえて今後県に要望してみたいと思っています。

以上でございます。

平成18年9月第3回定例会

散 会 午後1時42分

○新宮征一議長 本日の一般質問はこの程度にとどめ、本日はこれにて散会いたします。  
大変御苦労さまでした。